

令和5年12月30日

告示

当財団は、本日JBC試合ルール第15条、JBC制裁規定第2条第1項5号に基づき、志成ボクシングジム（以下「志成ジム」という）所属ボクサーである木村 吉光（ライセンスNo.44999）選手を令和5年12月30日より1年間のライセンス停止処分とする。

理由： 志成ジム木村 吉光選手は、令和5年12月31日の試合の前日計量において減量失敗による体調不良を理由に試合をキャンセルさせた。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は木村 吉光選手を令和5年12月30日より1年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日JBC試合ルール第15条、JBC制裁規定第2条第2項2号に基づき、志成ジムのマネージャーである二宮 雄介（ライセンスNo.49278）氏を戒告処分とする。

理由： 二宮 雄介は上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負う義務がある。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション